

## 千葉市立海浜病院褥瘡対策委員会要綱

### (目的)

第1条 千葉市立海浜病院において院長の諮問機関として、医療の質向上のため、褥瘡の予防及び治療のための適正な管理を行うこと、並びに褥瘡管理に係る費用対効果の向上を図ることを目的として、千葉市立海浜病院褥瘡対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 院内の褥瘡の発生・有病状況の把握
- (2) 褥瘡の予防及び適切な治療の指導や治療の適正化
- (3) 時勢や患者背景に応じたドレッシング材や薬剤などの見直しと統一による効率性の追求とその評価
- (4) 体圧分散マットレスなどの除圧用品の管理と見直しによる療養上の安全確保
- (5) 褥瘡対策マニュアルの整備
- (6) 褥瘡管理に関する職員研修の企画・運営
- (7) 褥瘡に関する医療の質を向上させるための啓蒙活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、褥瘡の管理全般に関すること

### (組織)

第3条 委員会の委員は、褥瘡対策チームの構成員をもって組織する。

- (1) 褥瘡対策チームは、褥瘡回診および褥瘡対策委員会に参加する者を構成員とする。
- (2) 例外として委員会庶務のため、物品調達が可能なる者を少なくとも1名構成員とする。
- (3) 委員は、別表に掲げる者のほか、褥瘡に関する知識と十分な臨床経験を持つ者に関しては、委員長が必要と認めた場合に委員として任命することができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から院長が指名した医師をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長の指名する医療職をもって充てる。副委員長のうち1名は皮膚・排泄ケア認定看護師とする。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として毎月1回これを召集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集することができる。

2 やむを得ず、委員が出席できない場合は、委員長は代理出席を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会等において知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(会議等の非公開)

第9条 会議および議事録は委員会等の許可のない限り非公開とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局管理班において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(雑則)

第12条 褥瘡対策チームの運営に関し必要な事項については、別に褥瘡対策チーム設置要領に定める。

附 則

この要綱の制定により、海浜病院褥瘡対策委員会設置要綱（平成28年10月1日施行）を廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別 表

委員 長	医師（褥瘡対策に係る専任の医師）
副 委 員 長	褥瘡対策に関する臨床経験を有する医療職 （褥瘡対策に関する専門的な知識を有する者）
委 員	看護師（褥瘡専任看護師、褥瘡対策に関する臨床経験を持つ者） 理学療法士又は作業療法士 医師 薬剤師 管理栄養士 事務局管理班事務職